

平成17年度 政策評価書（事後の事業評価）

担当部局：防衛施設庁施設部施設対策課

実施時期：平成17年10月～平成18年3月

事業名：伊江島補助飛行場周辺民生安定助成事業（ごみ処理施設）

政策分野：防衛施設周辺の生活環境整備

事業内容：伊江島補助飛行場は、沖縄本島北部の本部半島西方約5km沖合の伊江島（沖縄県国頭郡伊江村）の北西部に位置し、その面積は約8.02km²、島の全面積の約35%を占めている。

同飛行場は、旧陸軍が開設し終戦後米軍に接收されたが、昭和47年沖縄の復帰に伴い施設・区域が提供され、現在に至っている。

同飛行場の運用により排出されるごみは、沖縄県国頭郡伊江村（以下「伊江村」という。）の地域住民等から排出される一般のごみと併せて焼却処理等による衛生的な処理を行わず直接埋立処分地施設（最終処分場）へ埋立て処理していたため、搬入されたごみは腐敗等を起こし、悪臭や害虫の発生等により生活環境の保全及び公衆衛生上支障を来していた。

一方、既存埋立処分地施設に搬入されるごみの減量化等が行われていないため、このままの状態では数年内に満杯となることから次期埋立処分地施設を確保する必要がある。しかしながら、土地利用状況等のさまざまな要因を考慮すると島の限られた土地から多大な面積を必要とする当該施設用地を確保することが極めて困難な状況にあった。

このため、伊江村は、この障害の緩和に資するため、ごみ処理施設（焼却施設、資源化施設）の整備を行うこととし、当庁は、当該事業を行う伊江村に対し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）に基づき、その費用の一部（3分の2）を補助したものである。

経費総額：約10億円（事業費）、約7億円（補助額）（平成13年度～平成15年度）

評価の内容

1 事業の目的

当該事業は、環境整備法第8条の規定に基づく民生安定助成事業として、伊江島補助飛行場の設置又は運用による周辺地域の住民が生活上被る障害(生活環境の保全上の支障等)について、伊江村が行うごみ処理施設(焼却施設、資源化施設)の整備に係る費用の一部を補助することにより、その障害の緩和に資するとともに、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とした。

2 達成状況

(1) 達成効果

防衛庁の政策分野及び上位の事業体系における当該事業の役割

防衛施設周辺の生活環境整備

環境整備法第8条の規定に基づく民生安定施設の助成は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体がその障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、その費用の一部を補助する事業であり、防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第5条第21号の規定に基づき、環境整備法第8条の規定に基づく民生安定施設の助成に係る事務を所掌する防衛庁が必要な措置を講じるものである。

代替手段との比較検討状況

伊江島補助飛行場から排出されるごみは、一般のごみと併せて伊江村の埋立処分地施設において処理していたところであるが、焼却処理等による衛生的な処理、減量化等を行っていないため生活環境の保全及び公衆衛生上支障を来し、また、このままの状態では既存の埋立処分地施設は数年内に満杯となり、次期埋立処分地施設の確保が必要な状況にあった。

この障害を緩和する手段として、以下の3案について比較検討を行い、A案及びB案に比べ事業を効率的、経済的に実施できるとともに、周辺住民への影響が小さいことからC案により事業を実施したところである。

区分	対 策 内 容	検 討 内 容	検 討 結 果
A 案	新たなごみ埋立て場所を確保	島の限られた土地から多大な面積を必要とする次期埋立処分地施設を整備することとなるが、伊江村の主産業が農業、畜産及び観光であることから、これ以上耕作地等を削減することは伊江村の発展に大きな障害となることが予測されること、ごみの減量化・資源化及び生活環境の保全等を勘案すると極めて困難	×
B 案	自区域外（沖縄本島）で処理	地理上の理由（離島）から自区域外（沖縄本島）で処理することとなるが、多額の費用を要すること、また、一時的な処理は可能と考えるが、沖縄本島においても埋立残余容量不足が懸念されていること等から不適	×
C 案	焼却等処理施設を整備	島の限られた土地から新規耕作地等の拡大・観光名所の保全による伊江村の発展を図りつつ、ごみを適切に焼却等処理し公衆衛生の向上とごみの減量、ダイオキシン類の削減等生活環境の保全及び資源物をリサイクルし天然資源の保全等の効果を持ち合わせ、かつ、既存の埋立処分地施設の延命化が図られることから適当	

具体的な構成、数量等の必要性及び妥当性

当庁としては、当該事業を行う伊江村に対して、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)第12条第11項及び附則第4項の規定に基づき、その費用の3分の2を補助したところである。

ごみ処理施設の整備に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る必要がある。

伊江村が整備したごみ処理施設の事業内容は次のとおりである。

事業内容等	整備内容
【事業規模】 焼却施設 炉形式 処理能力 処理対象ごみ	機械化バッチ式ストーカ炉 7 t / 日 (8 h) × 1 炉 一般廃棄物
資源化施設 (焼却処理施設内に設置) 処理能力 処理対象ごみ	1 t / 日 (5 h) 紙類、缶類、ペットボトル等
事業費 (補助額)	約 1 0 億円 (約 7 億円)
事業実施期間	平成 1 3 ~ 1 5 年度

得ようとする効果

ごみ処理施設(焼却施設、資源化施設)を整備することにより、伊江島補助飛行場から排出されるごみと一般のごみを併せて適切に処理され、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られ、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する。

効果の把握の仕方

補助事業者の実績報告書等に基づき、当該事業が計画どおり実施されたことを確認した。

効果の達成を判断する根拠

当該事業完了後においては、焼却施設によりごみを処理することにより公衆衛生の向上効果とごみの減量・減容、ダイオキシン類が削減され生活環境の保全効果が図られ、資源化施設による資源ごみ(紙類、缶類、ペットボトル等)の選別資源化は天然資源の保全効果が図られており、かつ、ごみの減量化等により既存埋立処分地施

設の延命化にもつながるものであることから、効果は達成されたと判断した。

なお、当該施設の稼働状況は次のとおりである。

【焼却施設】

年度	処理能力 (t/日) ... A	稼働状況 (t/日) ... B	稼働率 (A / B)	備考
16	7	6 . 0 5	8 6 %	処理能力値は、計画目標年度(平成21年)までに 見込まれる処理量の最大値である。
17	7	6 . 2 2	8 9 %	

【資源化施設】

年度	処理能力 (t/日) ... A	稼働状況 (t/日) ... B	稼働率 (A () / B)	備考
16	1 (0.42)	0 . 4 1	9 8 %	処理能力値は、計画目標年度(平成21年)までに 見込まれる処理量の最大値である。
17	1 (0.49)	0 . 3 6	7 4 %	

注1：表中 () 内の処理能力値は各年度の資源物の回収目標値である。

注2：平成17年度の稼働率については、平成18年2月末現在の数値である。

(2) 達成時期

伊江村は、平成13年度から実施設計及び工事を開始し、平成15年度に当該事業を完了した。

(3) 教訓等事項

特になし

今後の対応

当該事業の成果を踏まえ、今後も防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民が生活上被る障害との因果関係等が確認された場合には、国が原因者たる立場において環境整備法第8条の規定に基づく民生安定施設の助成を適切に実施していく所存である。

その他の参考情報

当該ごみ処理施設の整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく事業の認可を受けて実施しているものである。